

北海道体育学会 第5回研究発表会(2026)

プログラム・予稿集

期日：2026年5月23日(土)14:00～16:00 (開場 13:30)

会場：北海道教育大学札幌駅前サテライト

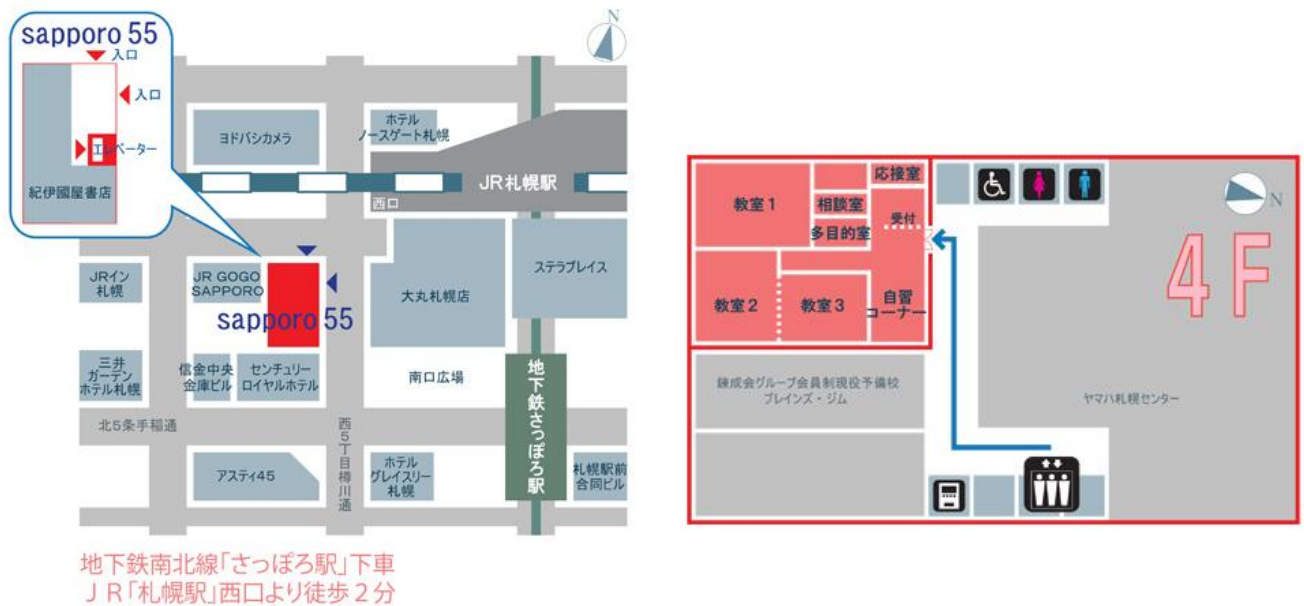
(北海道札幌市中央区北5条西5丁目7 sapporo 55 4階)

主催：北海道体育学会

会場のご案内

会場：北海道教育大学札幌駅前サテライト

〒060-0005 札幌市中央区北5条西5丁目7 sapporo 55 4階



北海道教育大学札幌駅前サテライトホームページ: <https://www.hokkyodai.ac.jp/satellite/>

参加者へのお願い

1. 予稿集について

予稿集は、大会ホームページからのダウンロード版となります。研究会当日も配布いたしませんので、ご了承ください。

2. 受付について

会員章としてネームプレートを持参して下さい。受付で名刺サイズの用紙を配布しますので、各自で所属機関と氏名を記入し、会場ではネームプレートをおつけ下さい。

3. 発表者の方へ

- (1) 発表者は、研究会開始前までに発表用データを会場備え付けのパソコンにコピーし、動作確認を行って下さい。
- (2) 1演題あたり発表10分、質疑応答3分の計13分間です。第1鈴は発表終了2分前、第2鈴は発表終了、第3鈴は全体終了の合図です。プログラム進行上、時間厳守にご協力願います。

4. その他

研究発表会中、学会役員によって撮影された写真が学会ニュースレター及びホームページ等で公開されることがあります。掲載を拒否される場合、研究会当日に学会役員へ申し出て下さい。

北海道体育学会第5回研究発表会（2026）プログラム

14:00

開会

14:05~15:10

一般研究・口頭発表

座長：多賀 健（苫小牧工業高等専門学校）

戦後体育・教育行政における「社会体育法案」（1949-58）に関する一考察
李 云帆（北海道大学大学院）

占領下北海道におけるレクリエーション活動の形成に関する一考察
：第4回全国レクリエーション大会（1950年・帯広市）を中心として
孫 暢（北海道大学大学院）

ヒト腓骨筋群の肉眼解剖学的解析－長腓骨筋、短腓骨筋－
小松 敏彦（心・體・智研究所）

15:10~15:40

2026年度北海道体育学会研究助成採択者による研究計画発表

佐々木 将太（北海道文教大学人間科学部健康栄養学科）

佐々木 健成（北海道教育大学 教職大学院 高度教職実践専攻）

15:40

閉会

戦後体育・教育行政における「社会体育法案」(1949-58)に関する一考察

○李 云帆(北海道大学大学院) 苫米地 里香(札幌国際大学) 崎田 嘉寛(北海道大学)

キーワード：保健体育審議会(社会体育分科会)、文部省体育局、スポーツ振興法(1961年)

【研究背景と目的】

保健体育審議会(以下、保体審)は、文部省設置法(法律第146号)第24条第2項の規定に基づく「保健体育審議会令」(政令第243号)により1949年7月に設置される(2001年の中央省庁再編まで存続)。保体審は、1949年の文部省体育局廃止(1958年再設置)に伴って体育振興審議会(委員長：伊地知純正)を再編した後継機関であり、その所掌事務は、文部大臣の諮問に応じて、学校保健・衛生教育、学校給食、学校体育、社会体育・レクリエーションに関する事項を調査審議および建議することである。戦後の社会体育・スポーツ政策の主要な諮問機関であり、とりわけ、日本のスポーツ施策の基盤となるスポーツ振興法(法律第141号)の成立までに複数の答申を重ねている。このスポーツ振興法の議論に着手される過程を解明することは、戦後体育・教育行政の政策的背景を理解する上で不可欠であろう。

これまで、スポーツ振興法の形成過程についての研究では、内海(1993年)が、政治・経済・軍事的背景を踏まえて同法成立に至る行政と法整備の展開を検討しつつ、「社会体育法案」に言及している。また、平塚(2022・2023年)も、国立公文書館所蔵の資料に基づき、「社会体育」から「スポーツ」への用語転換の政治的プロセスを解明する過程で、同法案に触れている。しかしながら、スポーツ振興法の「先駆案」とされる「社会体育法案」そのものの研究は管見の限り確認できず、その原案の発見と、複数存在する「社会体育法案」関連草案の解明が課題として残されている。

そこで、本研究の目的は、「社会体育法案」がいつ創案されたのかを明らかにすることである。

【結果と考察：「社会体育法案」の作成時期】

まず、平塚(2022)が発掘した国立公文書館所蔵のスポーツ振興法の草案(1949年～：「先駆案」)を精査した結果、法案5件および関連資料2件であり、その内容から3法案に大別される(表)。

次に、時期を特定する資料として保体審答申「独立後

法案	①	体育振興法大綱案	T
	②	社会における体育、レクリエーションの振興に関する法律案	T-1
		社会体育・レクリエーション振興法(社会体育振興法)案	T-2
③	社会体育法(社会体育振興法)案	M	
	社会体育法(社会体育振興法)案	T	
資料	④	国民体育振興法資料	M
	⑤	社会体育・レクリエーション振興法(仮称)必要資料	T

国立公文書館所蔵「スポーツ振興法」(請求番号：昭59文部00038100)

表中のMはManuscript(手書き)、TはTypescript(印刷物)を示す。

におけるわが国保健体育レクリエーション並びに学校給食の振興方策」(1953年6月24日、『保健体育審議会要覧』1968年)と照合した結果、②T-1案は、答申の文言の一部を具体化した内容だと確認された。また、『毎日新聞』(1953年12月5日7面)の記事を発掘し、法案とその記事内容を照合した結果、立法の趣旨や内容(社会体育の行政、指導、施設、利用と運営等)に、③案との整合が認められ、同法案は、1953年12月までに作成された蓋然性が高いと判断された。

なお、①案と③案には、記述の順序や内容に共通点が見られる一方で、①案は教育基本法、③案は社会教育法、②案は両法の本質に基づくとする記述の相違点も認められた。③案以外の法案についても、時期を窺わせる内容はあったが、特定には至らなかった。

【まとめにかえて】

本研究の結果より、少なくとも「先駆案」②・③案は、1953年に起草された可能性が高いと考えられる。ただし、「先駆案」表紙に明記されている1949年から検討が開始された可能性も排除できない。今後は、以下の点を踏まえたより精緻な検討が必要である。まず、草深(1986年)が指摘するように、「社会教育法草案補遺案(第二条)」(1949年1月21日前後に作成)には、体育施設の整備等への言及があるため、関連を精査する余地がある。次に、立法を断念したと新聞(「新大阪」1953年)に報道された「国民体育振興法」と①案との共通点を踏まえ、起草時期の再検討を要する。最後に、保健体育審議会、文部省の両案が並行して作成された可能性を追究する必要がある。

※資料および引用・参考文献は発表当日に提示する。

占領下北海道におけるレクリエーション活動の形成に関する一考察 ：第4回全国レクリエーション大会（1950年・帯広市）を中心として

○孫暢（北海道大学大学院），榎本由里子（同左），苫米地里香（札幌国際大学），崎田嘉寛（北海道大学）

キーワード：社会教育，三笠宮親王，公民館，雲仙丸

【1】はじめに

「レクリエーション」（以下、「レク」）の邦法における初出は，1949年6月公布の「社会教育法」（法律第207号）である。それに先立つ1947年10月公布の「国家公務員法」（法律第120号）第73条に「元気回復」が規定されたことに基づき，人事院に能率局レクリエーション課（課長：柳田亨）が1948年12月に創設される。この時期のレクを対象とした先行する歴史研究として，社会体育行政・制度との関わりや全国組織（大会）の形成の解明（江橋，1971；小田切，1972；草深，1979；内海，1993）を踏まえて，アメリカを中心とした占領教育政策との関係からレクの展開を論じた加藤ら（2012）の研究や，「国家公務員法」に基づくレクの特徴を考察した岩佐ら（2017）の研究がある。それでは，北海道におけるレクはどのように形成されていったのであろうか。小玉（2011）は，北海道におけるスクエアダンスの普及を論じる中で，1950年7月に帯広市で開催された第4回全国レクリエーション大会（以下，「全国大会」）に言及している。特筆すべきは，北海道地方軍政（民事）部民間情報教育課のニブロ（Winfield P. Niblo, 1912-2007）の貢献を明らかにしたことであるが，未解明の課題がいくつか残されている。

そこで，本研究の目的は，占領下北海道におけるレクリエーションがどのように形成されたのかを明らかにすることである。その際，第4回全国大会を基点として，1) 関連する資料の収集，2) 同大会以前の道内におけるレクの活動，3) 帯広市が全国大会開催地に選定された経緯，4) 同大会が道内のレク活動に与えた影響を検討する。

【2】資料収集の結果

本研究では，上記課題を解明するために，「第4回全国レクリエーション大会報告書」（1950，118頁），日本レクリエーション協会機関誌『レクリエーション』（第1-6号，1949.5-10），GHQ/SCAP文書（1950.1.30-8.2，国立国会図書館），北海道教育委員会による資料（1950.2，北海道立図書館），北海道レクリエーション促進協議会の規約（北海道博物館），新聞（北海道新聞，北海タイムス）を収集・整理した。

【3】1950年以前における道内のレクリエーション

1948年頃まで関係当局の関与があったが，その後各地で組織化が進展し，独自の大会開催や統括組織の設立を経て帯広での全国大会開催に結実する（表参照）。

年	月	事項 ※[]内は補足事項
1947	8	レクリエーション運動協議会開催（札幌，函館，登別） [CIE体育担当官，軍政部教育官，文部省関係者と協議]
1948	7	北海道レクリエーション促進協議会設立
1948	9	レクリエーション講習会（促進協議会・道体育課共催） [講師：CIE，文部省，日本レクリエーション協会関係者]
1948	不明	帯広市レクリエーション協会設立
1949	7	第1回全道レクリエーション大会開催（小樽） [300名が参加，道南・道東地区大会も実施]
1950	2	札幌レクリエーション協会設立
1950	2	北海道レクリエーション協会設立
1950	7	第4回全国レクリエーション大会（帯広市）

出典：「北海道教育史 戦後編四」北海道立教育研究所，1974等を参照して筆者作成

【4】帯広市での全国大会の開催経緯

それでは，なぜ第4回全国大会の開催地が北海道であり，帯広市だったのか。まず，北海道が第4回全国大会を具申したのは1949年10月に開催された第3回全国大会の時であり，11月には日本レクリエーション協会全国理事会で正式に北海道開催が決定されている。開催を希望した背景には，第4回全国大会の目標が「農漁村レクリエーションの研究と進展」と決議されていたこと，およびスクエアダンスを通じたニブロと三笠宮親王の交流が遠因をなしていた可能性がある。次に，開催地は1950年3月15日の全国理事会で北海道に一任（候補地としては札幌，小樽，その他）された後，4月7日には常任理事会で帯広市に決定されている。帯広市選定の要因として，社会教育に積極的な行政関係者の支援，帯広市公民館が全国的評価（1949年；全国優良公民館表彰）を得ていたことによる施設的条件が整っていたためと推察される。

【5】まとめにかえて

第4回全国大会は，1,061名（道内319名以上）の参加者と数万人の観衆を集め，予算350万円（協賛費除く）を要して，皇室の関与を伴い，初のレク船（雲仙丸）での移送や日米レク協議会が開催された。なお，1954年の国民体育大会（北海道）に先駆けて開催されており，わずか10年後の1960年には第14回全国レク大会が札幌市で開催されている。

ヒト腓骨筋群の肉眼解剖学的解析

—長腓骨筋、短腓骨筋—

小松 敏彦（心・體・智研究所）

キーワード：肉眼解剖学、長骨筋、短腓骨筋、筋束長、筋形態

【はじめに】

下腿外側区画に存在する腓骨筋群（長腓骨筋、短腓骨筋）は、足関節外反や足部横アーチの動的安定化に関与する重要な筋群である。従来、これらの筋は骨から骨への起始、停止する構造として理解されてきたが、骨性付着中心の記述は筋力の発揮様式や機能的多様性を十分に説明し得ていないものとする。

本研究の目的は、肉眼解剖学的手法により腓骨筋群を筋束レベルで解析し、その付着様相および筋束構築を明らかにすることで、従来の解剖学的理解の再検討を試みるものである。

【方法】

対象は日本人男性篤志献体4体7側（大阪大学医学部機能形態学講座協力、倫理委員会承認）とした。長腓骨筋、短腓骨筋を摘出後、脂肪・血管・神経・結合組織等を除去し、筋周膜単位を基準として約1mm幅の筋束に分離した。ここでの筋束とは肉眼的に識別可能な筋線維束と定義した。全ての筋束をデジタルキャリパーで測定し、パソコンに同時入力して統計処理を行った。また、筋束長比（筋束長/腱長）を算出し、筋腱構造の相対的特徴を比較する指標とした。さらに、筋重量および体積を測定し、筋体積を平均筋束長で除することで生理学的断面積（PCSA）を算出した。

【所見】

長腓骨筋は、腓骨頭、腓骨外側面上部2/3、下腿筋膜および前・後下腿筋間中隔から起始し、足底に至って内側楔状骨および第1中足骨底に停止していた。筋の付着様相は、停止腱に対して腓骨および前・後下腿筋間中隔から起始する筋束群と下腿筋膜から起始する筋束が対称的に配列する羽状構造を呈した。

筋束長の実測値の平均は、被検体間で、36.7～56.6 mmであり、全例において左右差を認めた（ $P<0.001$ ）。筋束長比は9.8～13.2%、筋長比は8.6～11.3%であり、一部の個体で左右差を認めた（ $P<0.001$ ）。

短腓骨筋は、長腓骨筋に被われ腓骨外側面遠位1/3および前下腿筋間中隔から起始し、第5中足骨底に停止していた。筋束構築は半羽状型を呈した。

筋束長の平均値は、被検体間で33.8～49.3mmであり、一部の個体で左右差を認めた（ $P<0.001$ ）。筋束

長比は14.8～20.5%、筋長比は11.2～16.2%であり、筋長比はいずれも有意な左右差を示した（ $P<0.001$ ）。なお、1例において、変異として分類される小趾腓骨筋の存在を認めた。

長腓骨筋および短腓骨筋のいずれにおいても筋束の相当数が腓骨である骨性起始に加え、下腿筋膜および前・後下腿筋間中隔から起始していた（下図）。すなわち、両筋は骨のみによって規定される筋ではなく、筋膜系構造を広範に取り込んだ付着様式として「骨—骨」モデルではなく、「骨—筋膜複合体」として捉えるべき構造的特性を有することが示された。

さらに、長腓骨筋は羽状構造および相対的に短い筋束長を特徴とする力発揮に適した形態として足部横アーチの支持、足関節外反での力発揮に寄与し、一方、短腓骨筋は相対的に長い筋束長を有し、足部の外転、外反動作の安定化や協同筋との微細な運動制御に関与することが示唆される。これらの差異は腓骨筋群が単一の機能単位ではなく、筋束構築に基づく機能的分業を有することを意味する。

また、左右差の存在は、利き側や日常動作等の負荷様式の影響を含む機能的要因の関与が推測されるが、本研究からは特定できない。

以上、腓骨筋群は筋膜系を介した力伝達を含む複合的な構造体として再認識される必要があると考える。また、これらの形態学的視点は、足関節不安定性や足部アライメント異常との関連を理解する上で有用な基礎知見になり得ると考えられる。

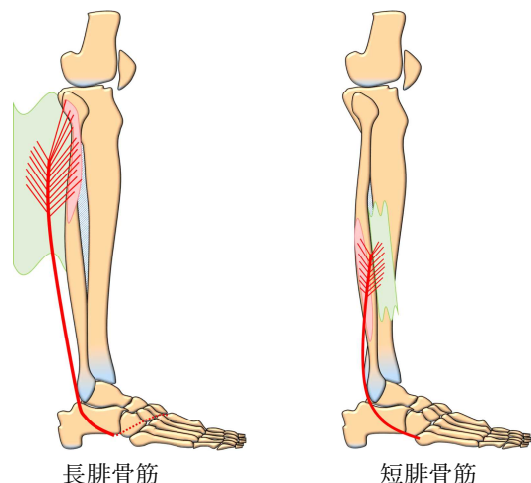


図. 右腓骨筋群の筋束付着モデル。緑色は下腿筋膜（小松作図）